

徳島市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者(予防相当)・要支援1・2(週1回程度) <b>1,172単位</b>	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場×90%	1,172	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			1,055	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者(予防相当)・要支援1・2(週2回程度) <b>39単位</b>	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場×90%	39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一			35	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者(予防相当)・要支援1・2(週2回程度) <b>2,342単位</b>	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場×90%	2,342	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			2,108	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者(予防相当)・要支援1・2(週2回程度) <b>77単位</b>	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場×90%	77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一			69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者(予防相当)・要支援2(週2回を超える程度) <b>3,715単位</b>	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場×90%	3,715	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			3,344	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者(予防相当)・要支援2(週2回を超える程度) <b>122単位</b>	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場×90%	122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一			110	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者(予防相当)・要支援1・2(週1回程度) <b>267単位</b> ※1月の中で全部で4回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場×90%	267	1回につき
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一			240	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者(予防相当)・要支援1・2(週2回程度) <b>271単位</b> ※1月の中で全部で5回から8回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場×90%	271	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一			244	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者(予防相当)・要支援2(週2回を超える程度) <b>286単位</b> ※1月の中で全部で9回から12回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場×90%	286	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一			257	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス) 事業対象者(予防相当)・要支援1・2(20分未満) <b>166単位</b> ※1月につき22回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場×90%	166	
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一			149	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	<b>200単位加算</b>	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) <b>100単位加算</b>	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) <b>200単位加算</b>	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		